物品又は役務の名称及び数量	
(1) 名称	(1)療育・相談の記録
(2) 物品調達又は業務内容	(2) 印刷 1,000冊
(3) 物品調達時期又は履行期間	(3)令和元年7月3日
(4) 履行場場所	(4) 山口県福祉総合相談支援センター
(5) その他	(5) —
見積書を提出させる者の選定に係る基準	○障害者総合支援法に規定する
(契約申込に要する資格)	• 障害者支援施設
	・地域活動支援センター
	・障害福祉サービス事業を行う事業所
	として指定されている施設
	○障害者基本法に規定する小規模作業所
	○上記施設に準ずる者として、知事の認
	定を受けた者
	○山口県内に事業所を有すること
契約相手方の決定の方法	(1) 見積合わせを行い、予定価格の制
	限の範囲内で最低価格を提示した
	者を契約の相手方とする。
	(2) 見積書の提出が1者のみであった
	場合は、予定価格の制限の範囲内
	であるかを確認の上、当該の者を
	契約の相手方とする。
見積書の提出方法	以下により見積書を提出すること
	(1) 提出期限
	令和元年6月3日13時
	(2)提出先
	住 所:山口市吉敷下東 4-17-1
	所 属:山口県福祉総合相談支援センター
	連絡先:083-902-2671